

別表(第5条関係)

審査基準

番号	区分	事由	対象学年	承認期間	添付書類
1	区内転居後の継続通学	区内転居後、児童又は生徒が転居先住所地の通学区域の区立学校に就学することが著しい環境の変化に当たるため、継続して現に籍のある区立学校に就学することが望ましいと認められる場合	小学校又は中学校第2学年以上	卒業まで	※教育委員会が必要に応じて指定します。
			小学校又は中学校第1学年	学期末又は学年末まで	
2	区内転居予定	住宅の購入、改築等により、おおむね1年以内に転居することが確実であるため、児童又は生徒が転居予定地の通学区域の区立学校にあらかじめ就学することを保護者が希望する場合	小学校又は中学校全学年 小学校又は中学校新入学	転居するまで	売買契約書の写し、建築請負契約書の写し、賃貸借契約書の写し等
3	放課後の預け先に伴う配慮	就業等の事情により、児童の帰宅時に保護者が自宅に常時不在の状況にあるため、放課後、児童が保護者の親族宅、又は保護者の勤務先で過ごすため、その住所地の通学区域の区立学校に就学することが望ましいと認められる場合	小学校全学年 小学校新入学	卒業又は事由が解消するまで	勤務証明書、預かり証明書等
4	身体的理由	(1) 児童又は生徒が慢性疾患等により長期間、定期的に通院が必要な場合で、かかり付けの病院の近隣にある区立学校に就学することが望ましいと認められる場合	小学校又は中学校全学年 小学校又は中学校新入学	卒業又は事由が解消するまで	医師の診断書等
		(2) 児童又は生徒が身体的理由により住所地の通学区域の区立学校への通学が著しく困難であるため、通学しやすい区立学校に就学することが望ましいと認められる場合			
5	性格面での理由による継続通学	転居により児童又は生徒が転校することで、いじめ、不登校、新環境への不適應等が懸念されるため、継続して現に籍のある区立学校に就学することが望ましいと認められる場合	小学校又は中学校全学年	卒業まで	※教育委員会が必要に応じて指定します。
6	教育的配慮	(1) いじめ等、他の児童又は生徒との関係で当該児童又は生徒が心身に深刻な悩みを持ち、又は不登校であるために転校が望ましいと認められる場合	小学校又は中学校全学年	卒業まで	※教育委員会が必要に応じて指定します。
		(2) 児童又は生徒が、特別支援学級(固定学級)に入級するため、その学級を設置する区立学校に就学する場合			

7	兄弟関係	指定校を変更して兄弟が在学中である区立小学校に児童が就学することが教育上望ましく、かつ、当該児童及び保護者の負担を考慮し、当該区立小学校に就学することが望ましいと認められる場合 (ただし、兄弟が最終学年で、当該児童が新入学予定者である場合を除く。)	小学校全学年 小学校新入学	卒業まで	※教育委員会が必要に応じて指定します。
8	部活動	指定校に生徒が希望する部がない等、部活動に特別に配慮を要する具体的な事由がある場合	中学校全学年	卒業まで	※教育委員会が必要に応じて指定します。
9	小中一貫教育校	小学校新入学時、港区転入時又は区内転居時に、小中一貫教育校への就学を希望する場合	小学校全学年 小学校新入学	卒業まで	※教育委員会が必要に応じて指定します。
10	国際学級	国籍が外国籍であり、かつ英語能力を有する児童において、英語での指導の方が教育的効果が高いと認められる場合	小学校全学年 小学校新入学	卒業まで	※教育委員会が必要に応じて指定します。
11	その他	上記に掲げるもののほか、指定校以外の学校に児童又は生徒が就学する特別の事由があると認められる場合	小学校又は中学校全学年 小学校又は中学校新入学	事由が解消するまで	※教育委員会が必要に応じて指定します。

- 備考 1 小中一貫教育校とは、港陽小学校・中学校をいう。
2 国際学級とは、東町小学校における通常学級をいう。

[2009年12月26日]

指定校変更のページ（新宿区に住所があり、指定された学校以外の学校へ通学を希望する場合）

就学する学校については、お住まいの通学区域に基づき新宿区教育委員会が指定します。しかし、いろいろな事情により学校を変更したい場合には、保護者は、指定校変更の申立を行うことができます。その際の基準は下記の表のとおりです。

【注意】

指定校変更を許可するに当たっては、ご来庁していただき、指定校変更の理由を詳しくお伺いした上で、下記基準に照らして判断いたします。しかし、申立理由、学校の状況、通学距離等によっては希望校への受入れができない場合があります。

番号	指定校変更許可基準	必要書類等	留意事項等
1	健康的理由により、指定された学校以外の学校に通学することが適切と認められる場合	医師の診断書等	通院等が条件
2	指定された学校よりも、それ以外の学校が距離的にはるかに近く、かつ通学上の安全が確保されると認められる場合		
3	家を建築中であり、建築完成が間近で入居することが確実な場合（家・マンション等の購入を含む）	転居先住所の記載された売買契約書又は賃貸借契約書等の写し	

4	区画整理事業・河川改修事業・都 営住宅改築事業・都市再開発計画 事業等の公共事業施行に伴う一時 立ち退きの場合	左記事業等に該当し ていることを証明す るもの	
5	共働き家庭等で、下校後の一時帰 宅先が新宿区内の保護者の店舗 等で、そこが指定された学校以外 の学校の通学区域にある場合	近親者等の預かり同 意書、保護者の就 労・営業等の状況を 確認できるもの	
6	学年途中で転居し、継続して通学 することが教育上適当と認められる 場合(高学年児童・生徒に対する配 慮)		
7	兄弟姉妹がその指定外の学校へ 就学している場合		
8	交友関係等で、教育上特に配慮を 要する場合		
9	その他特に認められる事情のある 場合		部活動や いじめ等 の理由も 含む

お住まいの学区域についてお知りになりたい場合は「あなたがお住まいの地
域の学校は」をご利用ください。

あなたがお住まいの地域の学校は

その他就学についての相談は学校運営課までご連絡ください。

教育委員会事務局 学校運営課 学校運営支援係

電話:03-5273-3089

FAX:03-5273-3580

小学校 新入学手続きのご案内

更新日 2011年10月04日

区立小学校

1 就学時健康診断

入学する前年の10月中旬に、受診の日時、場所等を記載した「就学時健康診断通知書」をお送りします。
 なお、平成24年度新入学(平成24年4月に入学)の就学時健康診断実施日程は、以下のとおりです。

学校名	実施日	開始時間	受付時間
磔川小学校	平成23年11月9日(水)	午後1時45分	午後1時45分～2時00分
柳町小学校	平成23年11月11日(金)	午後1時45分	午後1時40分～2時00分
指ヶ谷小学校	平成23年11月24日(木)	午後2時00分	午後2時00分～2時10分
林町小学校	平成23年11月9日(水)	午後1時00分	午後1時00分～1時30分
明化小学校	平成23年11月10日(木)	午後1時45分	午後1時45分～2時00分
青柳小学校	平成23年10月20日(木)	午後1時30分	午後1時30分～2時00分
関口台町小学校	平成23年11月16日(水)	午後1時30分	午後1時20分～1時40分
小日向台町小学校	平成23年11月4日(金)	午後1時50分	午後1時45分～2時00分
金富小学校	平成23年11月10日(木)	午後1時35分	午後1時30分～1時45分
窪町小学校	平成23年11月24日(木)	午後1時40分	午後1時30分～1時50分
大塚小学校	平成23年11月10日(木)	午後1時45分	午後1時45分～2時00分
湯島小学校	平成23年11月17日(木)	午後1時55分	午後1時45分～2時00分
誠之小学校	平成23年10月27日(木)	午後2時00分	午後1時30分～1時45分
根津小学校	平成23年10月26日(水)	午後1時30分	午後1時20分～1時30分
千駄木小学校	平成23年11月10日(木)	午後1時00分	午後1時00分～1時30分
汐見小学校	平成23年11月10日(木)	午後1時35分	午後1時35分～1時50分
昭和小学校	平成23年11月17日(木)	午後1時40分	午後1時30分～1時45分
駒本小学校	平成23年11月24日(木)	午後1時40分	午後1時30分～1時45分
駕籠町小学校	平成23年11月24日(木)	午後1時30分	午後1時30分～1時40分
本郷小学校	平成23年11月22日(火)	午後1時35分	午後1時20分～1時45分

就学時健康診断について、よくあるお問い合わせのQ&Aを作成しました。個々の状況により異なる場合

もごさいますので、ご不明な点や詳細は、担当までお問い合わせください。

Q. 指定校変更の相談をする予定ですが、就学时健康診断は入学を希望する学校で受診することはできますか？

A. 就学时健康診断は、指定校で受診してください。

区内での指定校変更の場合、学校間で就学时健康診断の結果をやり取りすることができますので問題ありません。指定校変更の相談の際に、入学希望校で就学时健康診断を受診していなくても影響はありません。

Q. 指定校の健診日時は都合が悪く、受診ができないのですが…。

A. 指定校以外の学校で受診いただくか、指定校の学校医を巡回いただくことで受診が可能です。指定校に欠席の連絡をする際に、ご相談ください。なお、指定校以外の学校で受診することになった場合は、その学校に事前に連絡をした上で受診してください。

Q. 国・私立小学校に入学が決定(見込み)したのですが、健康診断を受診する必要はありますか？

A. 国・私立小学校で独自に実施する健康診断を受診していただければ結構です。ただし、一部の小学校では独自の健康診断を実施せず、自治体が発行する健康診断の結果を必要とする場合もございますので、予め、入学予定校にご確認ください。

なお、健康診断を受診されていない方が最終的に区立小学校に入学することになった場合には、後日、指定校での面談及び指定校学校医の巡回による健康診断を受診していただきますので、ご不安がある方は、念のため指定校で受診してください。また、すでに入学許可書等がお手元にある場合は、学務課までご提出ください。

Q. 文京区内で転居し、指定校が変更になるのですが、どちらで受診すればよいのでしょうか？

A. 元の指定校の健康診断実施日以前に転居が完了し、住民票の異動が確認できれば、届出後3日ほどで新しい住所に就学时健康診断通知書を送付いたします。新しい指定校で健康診断を受診してください。

元の指定校の健康診断実施日以降に転居する場合は、現在、お手元にある就学时健康診断通知書に記載された元の指定校で健康診断を受診してください。また、受診時に後日転居する旨を伝え、実際に転居した後、新しい指定校に電話をし、連絡事項や受領書類等はあるか確認をしてください。

Q. 文京区に転入、もしくは文京区から転出予定ですが、健康診断はどこで受診すれば良いのでしょうか？

A. 【文京区へ転入する場合】

1. 前住所地で就学时健康診断を受診していない場合

指定校の健康診断実施日以前のご転入であれば、ご自宅に就学时健康診断通知書を郵送いたしますので、指定校で健康診断を受診してください。指定校の実施日以降のご転入の場合、それ以降の日程で実施する他校で健康診断を受診していただきます。全校の日程終了後のご転入の場合は、指定校での面談及び指定校学校医の巡回により、受診していただきます。いずれの場合も、転入手続き終了後に、学務課までお越しいただきますようお願いいたします。

2. 前住所地で就学时健康診断を受診している場合

受診した学校から健康診断票の原本(学校保管用のもの)を受領いただき、学務課にご提出ください。また、転入手続き終了後に、学務課までお越しいただきますようお願いいたします。

【文京区から転出する場合】

1. 文京区で就学時健康診断を受診している場合

転出先の自治体の教育委員会にお問い合わせいただき、文京区での健康診断の結果が必要と言われたら、受診した学校から健康診断票の原本(学校保管用のもの)を受領し、先方にご提出ください。

2. 文京区で就学時健康診断を受診していない場合


転出先の自治体で就学時健康診断を受診していただくこととなりますので、転出先の自治体にお問い合わせください。

2 就学通知書

入学する年の1月上旬に、入学する小学校名、入学月日等をお知らせする「就学通知書」をお送りしています。

「就学通知書」に記載された小学校に入学される場合は、返信用はがき(了知書)を学務課学事係まで返送してください。

指定された小学校の変更(指定校変更)等のご相談がある場合は、学務課学事係までご相談ください。

指定校変更の要件等に関する基準  (PDFファイル127KB)

3 新入学説明会

各小学校で入学説明会が開催されますので、入学予定の小学校の入学説明会に参加してください。平成24年度新入学の入学説明会実施日程は、以下のとおりです。なお、詳細については、各小学校にお問い合わせください。

学校名	開催日時	対象	持参する物
礪川小学校	平成24年2月10日(金)午後3時00分より	保護者のみ	上履き、筆記用具
柳町小学校	平成24年2月13日(月)午後2時30分より	保護者、対象児童	上履き、筆記用具、靴袋
指ヶ谷小学校	平成24年2月21日(火)午後2時25分より ※公開授業:午後1時20分より	保護者のみ	上履き、筆記用具
林町小学校	平成24年2月6日(月)午後2時30分より	保護者のみ	上履き、筆記用具、靴袋
明化小学校	平成24年2月7日(火)午後2時45分より	保護者のみ	上履き、筆記用具
青柳小学校	平成24年2月10日(金)午後3時00分より	保護者のみ	上履き、筆記用具、靴袋
	平成24年2月9日(木)午後2時40分より		上履き、筆記用具、靴袋

関口台町小学校	り	保護者のみ	袋 郵便局の通帳・印鑑
小日向台町小学校	平成24年1月31日(火)午後2時40分より	保護者のみ	上履き、筆記用具、靴袋
金富小学校	平成24年2月2日(木)午後2時00分より	保護者のみ	上履き、筆記用具、 郵便局の通帳・印鑑
窪町小学校	平成24年2月23日(木)午後3時00分より	保護者のみ	上履き、筆記用具、靴袋
大塚小学校	平成24年2月6日(月)午後3時00分より	保護者のみ	上履き、筆記用具、靴袋
湯島小学校	平成24年1月31日(火)午後2時20分より	保護者、対象児童	上履き、筆記用具、靴袋
誠之小学校	平成24年2月21日(火)午後3時00分より	保護者のみ	上履き、筆記用具
根津小学校	平成24年2月21日(火)午後3時00分より	保護者のみ	上履き、筆記用具
千駄木小学校	平成24年1月30日(月)午後3時00分より	保護者のみ	上履き、筆記用具、靴袋
汐見小学校	平成24年1月31日(火)午後3時00分より	保護者のみ	上履き、筆記用具
昭和小学校	平成24年2月10日(金)午後2時40分より	保護者のみ	上履き、筆記用具、靴袋
駒本小学校	平成24年2月16日(木)午後2時30分より	保護者のみ	上履き、筆記用具
鷺籠町小学校	平成24年2月2日(木)午後2時00分より ※公開授業:1時35分より	保護者、対象児童	上履き、筆記用具
本郷小学校	平成24年2月21日(火)午後2時00分より	保護者のみ	上履き、筆記用具、靴袋

4 国立・私立の小学校に入学される方

入学する小学校が交付した入学許可証等を学務課学事係に提出してください。

5 12月以降区内に転入される方で、区立小学校に入学を希望される方

戸籍住民課で転入届出後、前住所地の教育委員会発行の就学通知書及び就学時健康診断関係書類を持参のうえ、学務課学事係で手続きをしてください。

6 心身に何らかの障害があるなど、学校生活に不安のある方

教育指導課特別支援教育担当(電話 5803-1298)までご相談ください。詳しくはこちらまで

指定校変更の要件等に関する基準

平成16年12月22日

16文教学学第768号

学校教育法施行令第8条に基づく指定校変更にかかわる要件及び手続き等について、次のとおり定める。

1 指定校変更の要件

(1) 小学校

- ① 申請理由が別紙の事由に該当する場合、これを承認することができる。
- ② 申請理由が別紙の理由に該当する場合であっても、承認により学級編制や学校教育に大きな障害が生じる場合については、これを承認しないことができる。

(2) 中学校

- ① 学校選択制度の導入により、新入学者及び転学者については、あらかじめ希望校の意見聴取の上で就学すべき学校を指定していることから、指定校変更については、別途定める各中学校の受入れ可能人数に余裕があり、かつ申請理由が別紙の事由に該当し真にやむを得ないものと考えられる場合に限り、承認することができるものとする。
- ② 申請理由が別紙の理由に該当する場合であっても、承認により学級編制や学校教育に大きな障害が生じる場合については、これを承認しないことができる。

2 指定校変更の手続き

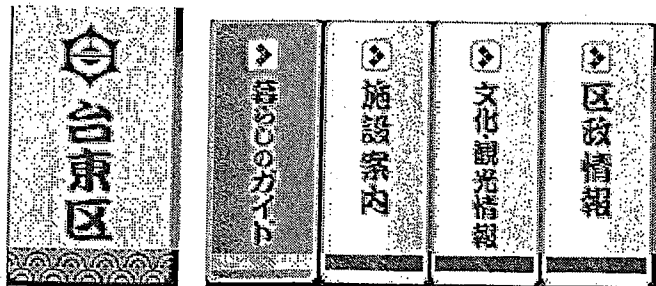
- (1) 指定校変更を希望する保護者は、指定変更申請書に理由を明記し、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会が定める期間内に提出する。
 - ① 教育委員会発行の就学通知書
 - ② その他教育委員会が必要とする書類
- (2) 教育委員会は、要件に該当するか等の確認を行い、申請受理の可否を決定する。
- (3) 申請事由及びその事由を証明する書類に虚偽があった場合は、変更申請を承認した後であっても、教育委員会は、その承認を取り消し、就学通知により指定された学校に就学させるものとする。

付 則

この基準は、平成16年12月22日から施行し、平成17年4月1日以降に入学又は転学する児童又は生徒について適用する。

別紙

事 由	理 由	必要書類・確認方法等
(1)身体的理由	<ul style="list-style-type: none"> ・心身に障害・病気（病弱を含む）があり、指定校への通学には過重な負担を伴う場合 ・長期間、定期的通院を要し、その診療時間が日中限られた時間帯のため、その病院の近くの学校へ通うことが健康維持のため必要な場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の程度がわかるもの ・診断書（病名、通院方法） ・診察券等
(2)転居予定	<ul style="list-style-type: none"> ・短期間のうちに転居することが確定しており、それが証明できる場合で、当初から転居先の通学区域内の学校に通学した方が望ましい場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・売買、賃貸契約書の写し等 ・転居先の住所・異動日がわかるもの
(3)兄弟姉妹関係	<ul style="list-style-type: none"> ・当該児童・生徒の兄または姉が変更を希望する学校に在学中であり、同一の学校へ就学させた方が望ましい場合 ・双子であるため、単学級の学校においては、同一学級となることが教育上支障のある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・兄、姉の氏名を学齢簿で確認（在籍の確認）
(4)家庭環境	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の就業等により、学校との連絡、放課後の保護等、特に配慮を必要とする場合 ・保護者の長期通院加療及び療養、行方不明等の事由により、一時期または長期に保護する必要がある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務証明書 ・保護者以外の者に放課後の保育を依頼する場合、その者の預かり書
(5)在学中の途中 転居	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の変化により本人に過重な負担がかかるために継続通学が望ましく、かつ通学に無理のない状況である場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・在学学校長の意見書
(6)その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他上記事情以外で、保護者もしくは児童、生徒に過重な負担となる等やむを得ない事情と認められる場合 	



検索について

検索

Multilingual | English 韓国語 汉语

現在のページ | [トップページ](#) | [暮らしのガイド](#) | [教育・青少年育成](#) | [区立小中学校のご案内](#) | [転校手続\(転入・転出\)](#) | [指定校変更条件](#)

指定校変更条件

更新:2010年10月22日

教育委員会が指定校変更を認める主な理由

特別な理由(主な理由)	添付書類
変更する学校に「きょうだい」が在学中であるとき	-
身体的理由があるとき(区内転居含む)	医師の診断書 等
転居予定があるとき(6ヶ月以内)	不動産売買契約書・賃貸契約書コピー等
家庭の事情により家以外の学区内へ帰宅する理由がある場合【子供の安全確保・緊急時対応ができる】(区内転居含む)	源泉徴収票・勤務証明、祖父母との関係がわかる戸籍 等
その他教育委員会が必要と認める理由があるときや、教育的配慮を要するとき(区内転居含む)	理由に応じた確認書類

- ※ (区内転居)の表示があるものは、区内転居時に指定校変更を認める理由です。
- ※ 中学校については、選択制度を実施していますので、詳しくはお問い合わせください。
- ※ 添付書類については、理由の証明となるものがが必要です。上記に記載したものは一例ですので、詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ

学務課学事係

電話:03-5246-1411

お問い合わせ 台東区役所

〒110-8615 東京都台東区東上野4丁目5番6号 電話:03-5246-1111(代表)

[▶ トップページ](#)[▶ よくある質問](#)[▶ サイトマップ](#)

検索

[区の情報](#) | [区政に関するデータ・資料](#) | [暮らしのガイド](#) | [各課のページ](#) | [すみだ区報](#) | [すみだマップ](#)[区内施設案内](#)[現在のページ](#) [教育委員会事務局](#) → [学校教育](#) → [指定校変更と区域外就学](#)

指定校変更と区域外就学

学校の指定について

児童・生徒の小・中学校の就学については、教育委員会が住民基本台帳の住所により、就学する学校を指定することになっています。この指定された学校を「指定校」といいます。

指定校変更と区域外就学について

家庭の事情、その他特別な理由があつて、指定校以外の学校に就学する場合に指定校変更・区域外就学という制度があります。この制度のご利用にあたっては、教育委員会事務局学務課にご相談ください。

指定校変更及び区域外就学は、許可基準に該当し、学校運営上または施設の受け入れ状況等から判断して、特に支障がないと認められる場合に許可しています。

[指定校変更及び区域外就学の許可基準](#)PDF形式
89KB

手続きについて

必要書類をお持ちの上、教育委員会事務局学務課で手続きをお願いいたします。必要書類は許可基準のとおりですが、事由によってはその他添付書類が必要になる場合があります。

*新入学生について

原則として「学校選択制度」により就学する学校を希望してください。詳しくは「学校選択制度」をご覧ください。

PDF形式のファイルを開くにはAdobe Reader (旧Adobe Acrobat Reader)が必要です。お持ちでない方は、Adobe

学校教育

学校の適正配置

[私立幼稚園の補助金](#)[学力向上の取り組み](#)[小・中学校就学援助](#)[すみだ国際学習センター](#)[墨田区立小中学校・幼稚園の耐震改修状況を公表します](#)[学校公開](#)[在籍児童生徒数](#)[通学区域](#)[公益財団法人 墨田育英会 \(平成24年度分\)](#)[小・中学校の入学](#)[学校選択制度](#)[指定校変更と区域外就学](#)[区立幼稚園の入園](#)[特別支援教育](#)[校外学習\(移動教室\)](#)[中学校夜間学級](#)[墨田区立学校採択教科書](#)[二学期制](#)[相談窓口](#)[子どもの安全・安心対策](#)[墨田区内スクールゾーン規制図](#)